

新ごみ処理施設建設事業に係る生活環境影響調査結果の縦覧等について

有田周辺広域圏事務組合では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、現在計画中的の新ごみ処理施設の生活環境影響調査を実施しました。

今回、その調査結果の報告書を縦覧に供するとともに生活環境の保全上の見地からの意見を受け付けさせていただくこととなりましたのでお知らせします。

生活環境影響調査とは

本調査は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、ごみ処理施設を設置する際に実施が義務付けられているものであり、施設を設置することにより、周辺の生活環境にどのような影響を及ぼすか事前に調査・予測等を行い、その結果を分析することで、周辺の生活環境への影響を防止する対策を講じるために実施するものです。

■縦覧期間 令和7年2月4日（火）～令和7年3月3日（月）
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）
午前9時から午後5時まで

■縦覧場所 有田周辺広域圏事務組合事務所
有田郡有田川町上中島927（環境センター2階管理棟）

■意見書の提出

【提出先】有田周辺広域圏事務組合事務所

【提出期間】令和7年3月17日（月）までに必要事項※を記載のうえ提出してください

※必要事項は①氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）②施設の名称（新ごみ処理施設）③生活環境の保全上の見地からの意見。以上3項目が記載されていれば様式は問いません。

【提出方法】直接提出：時間は午前9時から午後5時まで（土、日及び祝日を除く）

郵送：〒643-0855 有田郡有田川町上中島927 有田周辺広域圏事務組合事務所

ファックス：0737-52-7202

電子メール：info@aridakouiki.jp

■意見書の取扱い

提出された意見書については、組合の見解をまとめ、当組合ホームページで公表予定です。意見書を提出された方の個人情報等は公表しません。また、提出された意見書に対しての個別の回答及び直接関係しない回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。